



第4章 地域福祉ビジョンの進め方

大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」及び課題解決に向けた取り組みの方針を進めるにあたっては、「大正区将来ビジョン2025」の策定の基本的方向性にある、～「公助」から「自助、互助、共助」へ～の考えかたに基づき、「自助、互助、共助」の仕組みを中心に地域福祉の推進についても同様に改革を進めていきます。そのため、行政だけでなく、地域住民、関係する機関、団体等が、社会福祉法第4条^{※13}で示された地域福祉の推進に取り組むことが不可欠であり、今回見直したビジョンの内容について区民だけでなく、関係する機関や団体などへも、あらゆる機会を捉えて、積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していくこととします。

ビジョンの取り組み状況（行動計画）については、「大正区事業・業務計画」でPDCAサイクルを活用し継続的に改善します。地域福祉推進会議、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見も聴き、それらの意見を今後の取り組みの展開に活かしていくこととします。さらに、小学校単位で展開する各事業で把握した地域における福祉の課題や問題についても、PDCAサイクルを活用し継続的に改善をしていきます。

令和3（2021）年度には大阪市地域福祉基本計画が策定されました。その内容や、国の制度などの変更、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、計画の中間年にビジョンの内容を見直します。

なお、これらの取り組みに際しては、新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」を実践していくこととします。

13 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めるよう定められている。